

郵便入札の手順について

郵便入札については、以下の手順で実施いたしますので、ご参照ください。

①公告

案件の入札情報（「公告文」、「仕様書」、「取扱規定」、「入札に関する留意事項」、「制限付一般競争入札参加申請書」、「制限付一般競争入札質問書」、「入札書」、「入札書（記載例）」、「封筒用貼付用紙」、「封筒用貼付用紙（記載例）」、「委任状（開札立会いに関する委任）」、「委任状（記載例）」を下記ホームページへ掲載

長崎市役所ホームページ⇒「メニュー」⇒「くらし・手続き」⇒「自治会・協働・地域コミュニティ」⇒「自治会」⇒「募集」⇒「令和7年度 長崎市住民活動保険」の引受業者を募集します」



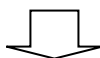
②制限付一般競争入札参加申請、質問書提出

- ・制限付一般競争入札参加申請書については、必要書類（公告文にて確認）を添付し、自治振興課に持参又はFAX
- ・制限付一般競争入札質問書については自治振興課に持参又はFAX



③入札参加資格審査・審査結果通知及び質問書回答・閲覧

- ・自治振興課において入札参加資格審査を行い、否認の業者にのみ結果を送付する。
- ・質問書が提出された場合は、自治振興課において回答書を作成し、質問業者へ通知するとともに、自治振興課の窓口で入札書提出期限（開札日の前日）まで閲覧に供する。



④入札書の郵送

・封筒の準備

①の公告の際にホームページに掲載している「封筒用貼付用紙」に住所、商号又は名称を記載したうえで、入札書を入れた封筒（長形3号封筒）の表面に、のりではがれないように貼り付ける。（セロハンテープで貼り付けても可）

・郵送

「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録郵便」のいずれかの方法により、公告に記載されている提出期間中（③の入札参加資格確認通知日の翌日以降から開札日の前日まで）に日本郵便㈱長崎中央郵便局に着くように、郵便局の窓口から郵送する（ポストには投函できません。）。

※上記以外の方法により郵送された入札書については無効となりますので、ご注意ください。



⑤開札

開札立会人、立会いのもと開札を行う。

※開札に立会う場合は、入札参加申請書の提出期限までに立ち合い希望の申し出を行った上で、開札日及び開札場所を確認のうえ集合してください。

また、代理人による立会いもできますので、この場合は委任状を提出してください。



※⑥再度入札（１回目の入札で落札者が決定しなかった場合）

１回目の入札で、全者が予定価格を超過した場合等で、落札者が決定しなかった場合は再度入札（郵便入札）を行います。

この場合は、１回目の開札後、落札者が決定せず再度入札を行う場合は、速やかに１回目の最低入札価格及び再度入札の入札書提出期限等をＦＡＸ等で、入札参加者に通知しますので、提出期限までに④の方法により再度、入札書を郵送してください。

— 参考 —

郵便料金

定形郵便物
(長形３号封筒)

50 g まで
110 円

+

一般書留
480 円

簡易書留
350 円

特定記録郵便
210 円

—落札者となるべき同価の入札が2者以上ある場合の
くじ番号による決定方法（自動決定方式）—

1 くじ番号

入札参加者はあらかじめ3桁以内の任意の番号（くじ番号）を、入札書の右下余白「くじ番号」欄に記載してください。くじ番号の記載がない場合は「999」を割り当てます。

2 入札順位

落札者となるべき同価の入札者の入札順位は、長崎市物品等競争入札有資格者名簿の登録番号の小さい者から順に0（ゼロ）から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。

3 落札者の決定

（ア）同価の入札者の「くじ番号」の合計を同価の入札者の人数で割り、余りを算出します。

（イ）同価の入札者の入札順位が、上記で得られた数字と同じ方が、落札者となります。

（例）

同価の入札者が2者の場合、余りは

{	0	→	入札順位0番目が落札
	又は		
	1	→	入札順位1番目が落札

同価の入札者が3者の場合、余りは

{	0	→	入札順位0番目が落札
	1	→	入札順位1番目が落札
	2	→	入札順位2番目が落札